

広島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次美土里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市粟屋町字大丘補九一八番一地从先から 三次市粟屋町字大丘補九一八番一地从先まで	新	旧	〇 〽 五二・〇〇 〽 七〇・〇〇	四三・〇〇	拡張
	旧	〇 〽 一九・〇〇 〽 二九・〇〇	三三・〇〇		
三次市粟屋町一三〇九番一地从先から 三次市粟屋町字舟頭平八〇四番一地从先まで	新	旧	〇 〽 二六・五〇 〽 三〇・〇〇	三三・〇〇	拡張
	旧	〇 〽 三二・五〇 〽 三九・五〇	五八・〇〇		
三次市粟屋町一〇九六番一地从先から 三次市粟屋町一〇九八番一地从先まで	新	旧	〇 〽 四六・〇〇 〽 五一・〇〇	五八・〇〇	拡張
	旧	〇 〽 三二・五〇 〽 三九・五〇	五八・〇〇		